

先導 G X 産業支援プログラム事業 業務委託仕様書

1 目的

本県では、滋賀県産業振興ビジョン 2030 において「産業を支える要素・側面」である新たな技術（イノベーション）の創出振興を図り、本県を牽引する産業を創出・支援していくこととしており、また、滋賀県 CO ネットゼロ社会づくり推進計画にて、「新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出」と「革新的なイノベーションの創出」を CO ネットゼロ社会の実現に向けて挑戦していく項目としている。

国においても、2050 年カーボンニュートラル目標に向けて、令和 2 年度第 3 次補正予算にて 2 兆円の「グリーンイノベーション基金」を造成するなどし、グリーン成長戦略における重点分野のうち、特に政策効果が大きいものについて、10 年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援していくこととされている。

こうした計画目標の実現に向けて、より一層、県内におけるイノベーションの加速化を図るため、県内企業、大学等の研究開発を支援しイノベーションの促進を図ることにより、もって県への GX 産業の集積を目指す。

2 業務の名称

先導 GX 産業支援プログラム事業業務

3 業務の期間

令和 8 年 6 月 15 日（予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の概要

（1）業務の概要

国家プロジェクト等のプロジェクト組成を目指し、令和 6 年度に当県が実施した近未来技術等関連産業調査で把握した有望な分野の GX 技術シーズを持つ企業・大学等に対して県内外の企業、大学等とのマッチングやその技術シーズのステージに合わせた適切な支援へ繋ぐと共に、研究開発や社会実装に向けた伴走支援を提供する。

（2）対象とする分野

資源循環、バイオ、新興技術

5 委託業務の内容

受託者は、将来の産業集積（クラスター化）に向けたさらなる連携の促進を図るため、滋賀県における研究開発にかかるエコシステムの人的ハブとなるよう、以下の業務について、事業の効果、効率性を高めるための最適な手法を検討し、工

夫しながら実施するものとする。また、委託業務の範囲は、本事業に必要な全ての作業を含むものとする。

(1) 適切な支援を利用していくためのプッシュ型の水先案内

受託者は企業・大学等の研究開発が促進されるよう、県や国等が持つ既存の支援スキームを、企業・大学等のニーズに合わせ提案・案内するとともに、提案を受けた企業・大学等の相談に対応する。提案・案内は30者以上に対し実施するものとする。

実施にあたっては以下の点に留意すること。

- ア 案内の対象は令和6年度に当県が実施した近未来技術等関連産業調査で把握した有望な分野のGX技術シーズを持つ企業・大学等とすること。ただし、5(2)、(3)の業務に資するようであれば、それ以外の企業・大学等への提案も差し支えない。
- イ 提案する支援スキームについては研究開発が促進されるような支援スキームを案内するものとする。そのため、研究開発の相談対応、ピッチなどのマッチング支援、インキュベーション施設の利用、補助金等の外部資金の活用等を想定しているが、それらのスキームに留まらず提案して良い。
- ウ 提案した企業・大学等に対し、提案した支援スキームを利用したかどうか、提案が役立ったかどうかについてヒアリングを行うこと。

(2) チーム組成・ネットワーキング

受託者は、研究・開発プロジェクトのためのチーム組成を支援するため、企業・大学等のネットワーキングを行う。

実施にあたっては以下の点に留意すること。

- ア ネットワーキングの手法は調整・折衝等の中繋ぎや関係する技術の勉強会等を想定しているが、具体の手法は提案に基づき協議の上決定する。
- イ 支援の対象は令和6年度に実施した近未来技術等関連産業調査で把握した有望な分野のGX技術シーズを持つ企業・大学等を主とすること。
- ウ 今後のPRに繋がる活動とすることに留意しつつも、ネットワーキングは研究開発に関わるものであるため必ずしもオープンで実施する必要はない。

(3) プロジェクト形成・伴走支援

受託者は、国プロ等への採択を目指し、(2)で組成を支援した企業・大学等が行う具体の研究・開発プロジェクトの形成を伴走して支援する。支援する

件数は次の件数以上とする。

支援件数 3件

支援にあたっては以下の点に留意すること。

- ア 伴走支援は、資金スキームの選定やステイクホルダー間の調整などプロジェクトが円滑に進むための支援を想定しているが、具体の手法は提案に基づき被支援者のニーズを考慮して協議の上決定する。
- イ 研究・開発のプロジェクトは時間を要するものと考えられるため、支援件数のカウントは具体のプロジェクトの応募や採択は要しない。研究開発へ向けた秘密保持契約や共同研究契約、またはそれらへ向けた準備資料、もしくは5(2)で組成を支援した企業・大学等2者以上の連携による研究開発へ向けた意思を確認できるアンケート結果などを基にカウントする。
- ウ 採択を目指す国プロ等には国の大型プロジェクトに繋がるものであれば本県の補助金事業等も含むものと理解して良い。
- エ 支援にあたっては、支援するプロジェクトが国プロ等に申請されるよう努めること。

(5) 最終報告書

受託者は、成果物として上記(1)、(2)、(3)、(4)の実施結果、およびその結果から得られた示唆、今後の見込みなどを総合的にまとめた報告書を図やデザインを含めて分かりやすく作成し、ワード、パワーポイント等の形式の電子データにより納品する。

(6) その他および追加提案

受託者は、上記以外の本業務実施に付随する業務、および受託者が創意工夫により予算の範囲内で提案した追加の業務を実施する。また、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に県と受託者が協議の上決定する。加えて、次年度以降の効果的な伴走支援等の方法や内容について、業務成果を踏まえて改善提案を行うこと。

6 業務の内容全般に係る留意事項

- (1) 受託者は、本業務を通じCO ネットゼロ社会の実現、イノベーション推進の機運醸成が図られるよう留意すること。
- (2) 本業務は、モノづくり産業にかかる技術を主たる対象として想定しているが、その他の分野の技術を対象としても差し支えない。

- (3) 受託者は連絡調整担当者を1名以上置き、委託期間を通じ本業務の連絡調整を行うとともに、委託者からの相談に対応すること。また各月に1回以上業務の進捗について資料を基に報告すること。本業務に係る会議および打ち合わせの議事録および資料は受託者で作成すること。
- (4) 委託業務実施に係る作業場所、使用機器および使用材料は、受託者で準備（予約、申請、使用料負担等を含む）すること。

7 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外に使用しないこと。また、この資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者と業務の進め方などについて打合せを行うものとする。
- (2) 委託者は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (3) 本業務の詳細な内容は、本仕様書に基づき受託者が提案を行い、委託者と協議の上決定する。受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (4) 委託者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

- (6) 本事業に付随して必要となる経費（旅費、専門家謝金、印刷製本費等）は、受託者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に委託者と協議を行うこと。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に書面により申請を行い、承認を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。